

宮 監 公 表 第 1 8 号
令 和 5 年 5 月 3 0 日

宮崎市監査委員 阪 元 勇
宮崎市監査委員 松 浦 史 典
宮崎市監査委員 関 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
環境部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

令和4年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：環境部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(環境政策課)</p> <p>(3) 令和3年度及び令和4年度の旧共同利用施設浜畑センター及び山崎台センターのコンクリート柱 (PHS 基地局) に係る普通財産貸付料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定し徴収していた。</p> <p>・ 令和3年度 【正】 63円×1本+1,300円×1個=1,363円 【誤】 1,300円×1個 =1,300円 差額 63円</p> <p>・ 令和4年度 【正】 62円×1本+1,200円×1個=1,262円 【誤】 1,200円×1個 =1,200円 差額 62円</p> <p>(4) 令和3年度の宮崎市葬祭センター自動販売機(建物)設置に係る行政財産目的外使用料について、宮崎市行政財産使用料条例には「建物を使用するものに係る使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、100分の110を乗じない額で使用料を算定し、過少に徴収していた。</p> <p>【正】 112,547円 【誤】 102,315円 差額 10,232円</p>	<p>(3) 普通財産貸付料の徴収について、令和3年度と令和4年度の貸付料の算定誤りが判明した。</p> <p>そのため、不足分の貸付料について、納入を依頼し、以下の日時に納入を確認した。</p> <p>旧共同利用施設浜畑センター 旧共同利用施設山崎台センター ・ 令和3年度 63円×2ヶ所 令和5年4月6日納入 ・ 令和4年度 62円×2ヶ所 令和5年4月6日納入</p> <p>(4) 自動販売機(建物)設置に係る行政財産目的外使用料の徴収について、令和3年度の使用料の算定誤りが判明した。</p> <p>そのため、不足分の使用料について、納入を依頼し、以下の日時に納入を確認した。</p> <p>宮崎市葬祭センター ・ 令和3年度 10,232円 令和5年5月9日納入</p>

(5) ほがらか湯の行政財産目的外使用において、次のような不備があった。

① 令和3年5月の自動販売機電気使用料について、使用電力量の小数点以下を切り捨てて算定していた。

【正】 7,208 円

【誤】 7,203 円

差額 5 円

② 令和4年2月のマッサージ機電気使用料について、子メーターが設置されていないため、電力量料金、燃料費（等）調整額、再エネ賦課金の合計を用いて算定すべきところ、基本料金、電力量料金、再エネ賦課金の合計を用いて算定していた。

【正】 8,241 円

【誤】 8,693 円

差額 452 円

(5) 自動販売機設置に係る光熱水費の請求について、令和3年度5月及び2月に算定誤りが判明した。

そのため、5月分の不足分の納入を依頼し、以下の日時に納入を確認した。

また、2月分の還付については、以下の日時で支出を行った。

ほがらか湯

・ 5月分

5 円

令和5年3月28日納入

・ 2月分

452 円

令和5年4月5日支出

令和5年 5月22日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

